

指定共同生活援助事業者 各位

川崎市障害者共同生活援助事業所選定事業者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和 8 年度川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金の募集について

日頃から、本市障害福祉施策に御理解と御尽力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本市が策定しました「第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」におきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する共同生活援助は、令和 6 年度から 8 年度までの間に年間 100 床ずつを増やすこととしていますが、整備に伴う新築・改修工事費の負担軽減を目的として、本市では「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱」を定め、補助金を交付しています。

また、同補助金は既存の共同生活住居の消防設備を設置する目的でも交付を行っています。

今般、令和 8 年度の補助金申請者を以下の要件で募集いたします。

【注意】

本補助金につきましては、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金（国庫補助）」を活用することとしております。

現時点では国の補助金申請に係る予定は公表されていませんが、例年の状況を踏まえ、本市から国への申請を 3 月下旬～4 月上旬に行う見通しであり、また、申請期間が大変短いことが多いため、本市補助金申請では、前年度の国の申請様式の作成・提出をお願いしています。

また、本補助金は本市、及び国の令和 8 年度予算の成立をもって実施を確定いたしますので、予算が未成立の場合、申請いただいても補助金を交付できない場合がありますことを御承知おきください。

1 提出書類

(1) グループホーム新築事業補助金希望調査票（1）

またはグループホーム改修事業補助金希望調査票（2）

(2) **【協議様式】** 社会福祉施設等施設整備費補助金（エクセルファイル）

・ 共通別紙 1（配置図・平面図）

・ 共通別紙 3（事業計画書）（審査会の日程については空欄のままで構いません）

・ 共通別紙 4（法人審査結果報告書）（色がついたセルのみ御入力ください）

(3) 見積書（3 者分を御提出してください）

(4) 直近の収支予算書（任意様式）

2 留意事項

- (1) 申請後、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金選定委員会を実施し、交付対象候補とする事業者を選定します。
- (2) 共同生活援助事業所の新規開設や定員増を行う場合は、上記(1)とは別に「川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会」に応募し、承認を受ける必要があります。新規開設や定員増に伴う工事費について申請する場合は、御注意ください。
- 上記1(2)の様式は前年度のもので、今後、様式変更や追加書類が生じた場合には、別途通知いたします。
- また、添付書類が必要な共通別紙については、添付書類も併せて御提出ください。詳細については各帳票に記載がありますので御確認ください。
- 当補助金の全体の流れや申請手続き等については、「グループホーム新築・改修事業補助金ガイドライン」を御確認ください。
- グループホームの定員数は4から10名、改修事業については総事業費30万円以上1,000万円以下（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円）が補助対象です。
- 工事は本市の補助金交付決定（例年では8月頃）後に着手する必要があります。
- また、事業所の新規開設、又は定員変更に係る指定は令和9年3月1日までに、既存共同生活住居の工事は令和9年3月31日までにそれぞれ完了する必要があります。
- 上記期限に間に合わない場合は補助金を返還いただく可能性があります。
- 本市の予算状況や国との協議の結果、大幅な減額又は不採択とする可能性があります。
- 当補助金は、令和2年度より「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注」の制度を適用しています。
- 対象は、「補助金の交付決定額が100万円を超え、かつ、1件の契約あたり100万円を超える工事請負を発注する場合」です。
- 対象の場合は、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積もりを徴収し、決定する必要があります。
- また、事業終了後は、「実績報告書」と「発注実績報告書」を御提出いただきます。
- なお、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積もりを徴収しがたい事由がある場合は、「入札（見積もり）が行えないことに係る理由書」を御提出いただきます（様式は、後日提示いたします）。
- ※例えば、50万円の案件と60万円の案件を契約し合計で110万円の契約があった場合、1件あたりの契約金額が100万円以下ですので、本運用の対象外です。）
- スプリンクラー補助額については、次のとおりです。

【見積額と合見積額を比べて低い方の額】と、【以下の基準単価にスプリンクラー設置面積を乗じて得た額】とを比べて低い額を基準額とし、その3/4を補助額とします。

	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価 (1 m ² 当たり)	26,300 円	50,300 円	3,090,000 円 (平米数関係なし)

※基準単価は令和7年度の例であり、来年度は変更になる場合があります。

3 提出期限 令和8年3月16日(月)必着

4 提出先

以下のホームページから送信してください。

※インターネット環境の都合により送信が難しい場合は、以下の連絡先に事前に御相談ください。

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/FUQz/1467494>



障害者施設指導課施設調整・整備担当
鷺見(すみ)・長谷川
TEL 044-200-0874
FAX 044-200-3932
Email 40sidou@city.kawasaki.jp